

**大規模小売店舗立地法
届出の手引き**

平成20年4月

福 島 県

[凡例]

この手引きで用いる法令や要綱などの略称は次のとおり

法 : 大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号)

政令 : 大規模小売店舗立地法施行令 (平成10年政令第327号)

省令 : 大規模小売店舗立地法施行規則 (平成11年通商産業省令第62号)

指針 : 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針 (平成19年経済産業省告示第16号)

要綱 : 大規模小売店舗立地法に関する届出要綱 (平成12年5月25日 福島県制定)

: 大規模小売店舗立地法に基づく届出等の要旨の掲示について

(平成12年9月19日 福島県制定)

: 大規模小売店舗立地法に規定する軽微な変更について

(平成12年9月19日 福島県制定)

: 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出後の変更の取扱い方針について

(平成13年8月30日 福島県制定)

目 次

A	大規模小売店舗立地法の概要	
1	目的	P 1
2	法の対象となる店舗	P 1
3	設置者が配慮すべき事項	P 1
4	大規模小売店舗立地法の手続きフロー	P 2
5	大規模小売店舗立地法「指針」の概要	P 3
B	届出等の手続き	
1	新設の場合	P 9
2	変更の場合	P 12
3	既存店の変更の場合	P 16
4	説明会の開催	P 20
C	届出事項一覧表	P 22
D	様式集	P 25
E	添付書類の記載について	P 44
F	用語の解説	P 62
G	資料	
1	大規模小売店舗立地法に関する届出要綱（様式を除く）	P 67
2	大規模小売店舗立地法に基づく届出等の要旨の掲示について（様式を除く）	P 70
3	大規模小売店舗立地法に規定する軽微な変更について（様式を除く）	P 72
4	大規模小売店舗立地法「指針」に基づく必要駐車台数の取扱いについて	P 73
5	大規模小売店舗立地法に基づく新設届出後の変更の取扱い方針について	P 74
6	騒音に係る事項	P 75
7	大規模小売店舗立地法関係機関一覧表	P 79

A 大規模小売店舗立地法の概要

1 目的

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗が多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、その立地が、周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることを確保するための手続を定めたものです。

「生活環境の保持」

この法律でいう「生活環境の保持」とは、具体的には、大規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、交通安全、騒音等の問題に適正な対処がなされることにより、当該大規模小売店舗の周辺の地域において通常存することが期待される環境が保持されることを意味します。

「周辺の地域において通常存することが期待される環境」とは、「当該地域の住民が感覚的に不快と感ぜない状態」に加え、「当該地域の住民が享受することを期待し得る利便性」をも含む概念です。すなわち、大規模小売店舗の立地に際して特徴的に生じる問題の中には騒音のように感覚的に不快と感ぜる事象もあれば、交通渋滞のように利便性の低下と捉えられる事象もあります。この法律は、この両者を「生活環境」と捉えて、「生活環境」を保持しつつ大規模小売店舗の立地が行われることを実現しようとするものです。

2 法の対象となる店舗

(1) 大規模小売店舗

法の対象となる大規模小売店舗とは、「一の建物であって、小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が基準面積(1,000 m²)を超える店舗」をいいます。

(2) 店舗面積

店舗面積とは、小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うための店舗の用に供される床面積をいいます。

なお、店舗面積の詳細については、62ページの「用語の解説」を参照。

3 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項

大規模小売店舗の周辺の地域の良好な生活環境の保持を通じ小売業の健全な発達を図る観点から、その立地に際し、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について、経済産業大臣が「指針」を定めています。

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項」とは、大規模な集客や物流といった特性を有する大規模小売店舗の出店によって生ずる事象に関する事項で、具体的には、例えば、交通の渋滞や交通安全、騒音や廃棄物などに関する事項が挙げられます。大規模小売店舗を設置する者は、この指針で定められた事項を踏まえ、大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法を決めていくこととなります。

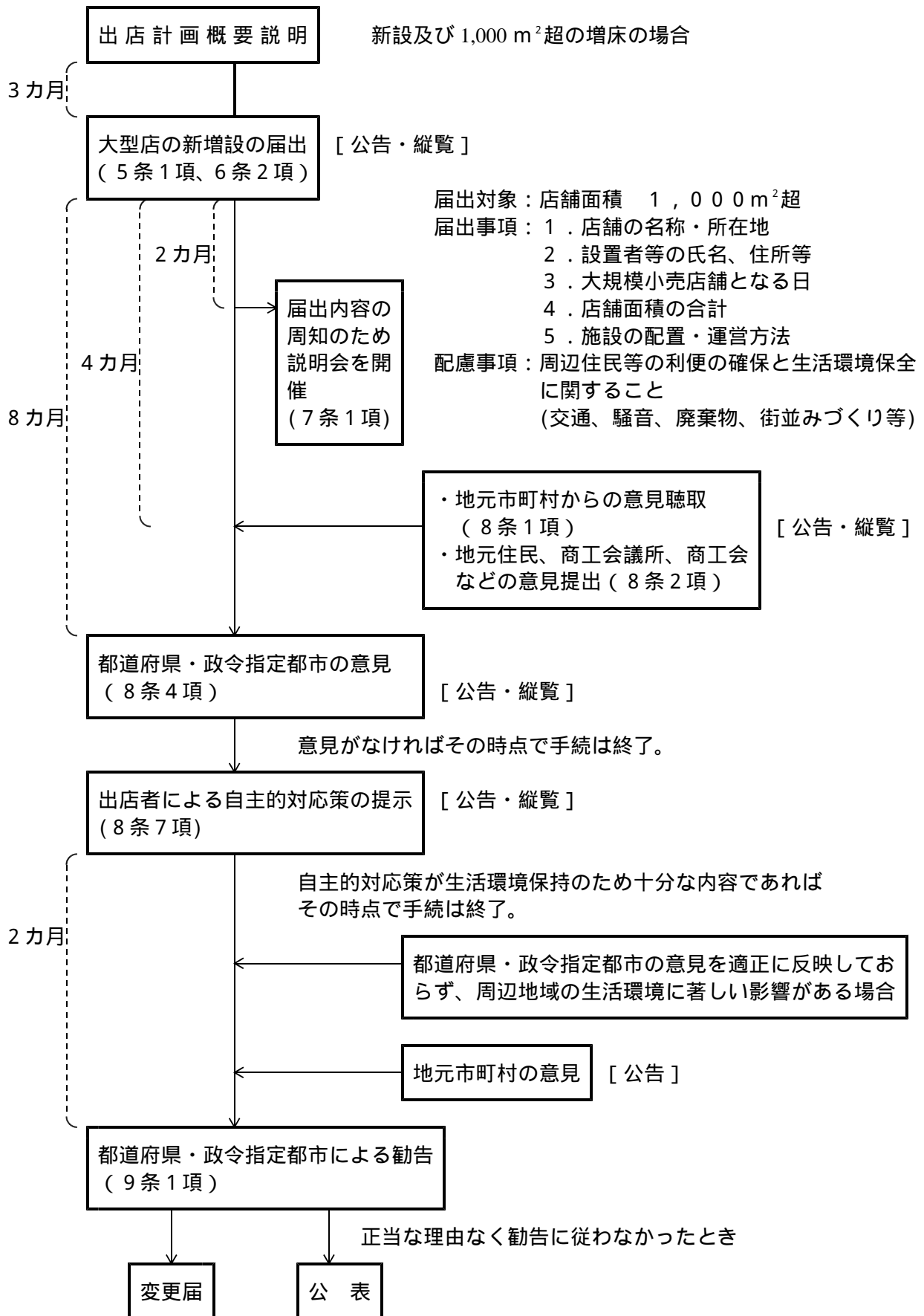
「施設の配置」

「施設の配置」とは、店舗の位置及び機能を考慮して必要となる駐車場や荷さばき施設等の設置並びにその位置を設定することをいいます。

「施設の運営方法」

「施設の運営方法」とは、営業時間や施設の管理時間といった施設の具体的な運営方法を指します。

4 大規模小売店舗立地法の手続きフロー



5 大規模小売店舗立地法「指針」の概要

1 趣 旨

大型店設置者：法の届出に関し、配慮することが求められる具体的な事項を示すもの
都道府県：法律運用に当たっての判断の基準

2 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

- (1) 立地地点の周辺の状況、都市計画及び中心市街地活性化基本計画等のまちづくりに関する公的な計画や事業の趣旨・内容についての情報収集及び検討。周辺地域の生活環境への影響に関する十分な調査・予測及び適切な対応。特に深夜の営業活動における慎重な対応。
- (2) 地域住民への適切な説明（地域住民等が多く参加できるよう開催場所・日時等への配慮。地域住民の理解が得られるような説明）
- (3) 都道府県の意見に対する誠意ある対応、合理的な説明
- (4) 誠実に実効ある対応策の実施
- (5) 開店後（施設変更後）における適切な対応。特に対応が著しく不十分である場合等の再調査・再予測及び追加的な対応策の実施。来客や搬出入の頻繁時期における適切な対応。

3 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

- (1) 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

ア 駐車需要の充足等交通に係る事項

対応策の検討にあたっては、道路、交差点等インフラの整備状況や交通規制の状況を踏まえたものであること。また、インフラの整備や交通規制が予定されている場合は、これらの実施状況を含めて判断されるものであること。

小売業以外の施設が付設され、そこへの来店車両数が店舗への経路設定等に大きな影響を及ぼす場合には、小売業以外の施設の分も含めて措置を講じる必要がある。

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
(ア) 駐車場の必要台数の確保	・必要駐車台数の算出（算定式あり）	・必要駐車台数の確保 ・併設施設の必要駐車台数の確保
(イ) 駐車場の位置及び構造等		
a 効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置	・来客自動車の方面別台数予測 ・交通整理員の配置状況 ・経路の設定状況等 ・来客自動車台数（ピーク1時間あたり） ・入庫処理能力の算定	・公道上への入庫待ち渋滞最小化のための出入口の位置・数の設置 ・形式の選択（平面自走式、垂直循環方式等） ・原則左折による出入口設置 ・入庫車、出庫車、自転車、歩行者の動線分離 ・排ガスへの配慮 ・近隣居住者への騒音の配慮 ・駐車場法の遵守
b 駐車待ちスペースの確保	・来客自動車台数（単位時間当たり） ・入庫処理可能台数（ " ）	・駐車待ちスペースの確保
c 駐車場の分散確保	・駐車待ち行列の長さ・継続時間 ・駐車待ち車両に起因する交通阻害、交通容量低下による渋滞発生見込み	・適切な位置への複数駐車場の設置（借上げ、公共駐車場の利用を含む） ・駐車場整備計画等への協力
d 駐車場出入口における交通整理	・ピーク時の来客自動車台数の予測	・交通整理員の配置

(ク)駐輪場の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・来客自転車台数（ピーク1時間当たり） ・原動機付自転車台数（ピーク1時間当たり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要駐輪台数の確保（参考値：商業地区における食品スーパー・総合スーパーは35㎡当たり1台） ・適切な位置への設置
(コ)自動二輪車の駐車場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・来客自動二輪車台数（ピーク1時間当たり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保 ・適切な位置への設置
(カ)荷さばき施設の整備等		
<ul style="list-style-type: none"> a 荷さばき施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺道路の交通に及ぼす影響、歩行者等の通行への支障 ・搬入商品の大きさ ・荷さばき車両の大きさ ・荷さばき車両台数（ピーク時） ・平均的荷さばき処理時間 ・同時作業可能台数 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車スペースの適切な位置 ・搬出入車両専用出入口の設置 ・荷さばき作業スペースの確保 ・車両数負荷を上回る荷さばき処理能力を有する施設規模の確保
<ul style="list-style-type: none"> b 計画的な搬出入 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺道路の混雑状況 ・搬出入車両の時間別の来店車両数 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬出入 ・待機車両の駐車スペースの確保
(キ)経路の設定等		
<ul style="list-style-type: none"> a 案内経路 	<ul style="list-style-type: none"> ・来退店自動車経路の予測 ・周辺道路の交通に及ぼす影響 ・周辺生活道路・登下校ルートの確認 ・右折入庫の回避 ・周辺の民家等の立地状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・来退店経路の適切な設定 ・案内表示、交通整理員の配置 ・掲示板、ピラ等による情報提供 ・最も混雑発生が小さい経路の設定 ・静穏が要求される道路、登下校ルートとなる道路、狭隘な道路の回避 ・登下校ルートにおける登下校時間帯の通行の抑制 ・不用意なクラクション等の抑制 ・右折待ち渋滞の抑制 ・原則左折による入出庫 ・深夜営業店舗の経路設定等にあたっては、慎重な対応
<ul style="list-style-type: none"> b 搬出入車両 	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両の運行による混雑の予測 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な経路選択 ・登下校時の運行回避、交通整理員配置による安全確保
<ul style="list-style-type: none"> c バス、タクシー等の停車場 	<ul style="list-style-type: none"> ・停車場設置の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、タクシー乗降スペースの確保（必要がある場合）
<ul style="list-style-type: none"> d 交通対策事業への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通対策事業への協力の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・来客への情報提供、利用促進

イ 歩行者の通行の利便の確保等

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
歩行者の通行の利便の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歩行者通路の状況 ・周辺の夜間通過、通行の需要 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設出入口、通路位置の適切な工夫 ・夜間照明設備の配置

ウ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
廃棄物減量化及びリサイクル	・関係法令に基づく減量化、リサイクルの検討	・関係法令に基づく廃棄物減量化、リサイクル活動の推進 ・近隣住民への情報公開の推進 ・関係法令、市町村施策との整合性

エ 防災・防犯対策への協力

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
防災・防犯対策への協力	・深夜営業の実施の有無 ・近隣での犯罪発生状況、防犯への取り組み状況の把握	・災害時等の協定締結への協力 ・駐車場等への適切な照明の設置、警備員の巡回、死角の排除、閉店後等の駐車場の閉鎖 ・併設施設における防犯・非行防止

(2) 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

ア 騒音の発生に係る事項

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
(ア) 騒音問題に対応するための対応策	・騒音の発生の時間帯 ・療養施設、社会福祉施設等の有無等立地場所周辺の状況 ・騒音関係法令における地域、時間の取り扱い	・騒音の防止に関連する法令の遵守 ・騒音の発生部位、種類に応じた発生防止又は緩和のための適切な対応 ・予測、評価結果を踏まえた適切な対応（早朝・深夜は特に留意） ・届出内容と実態が乖離した場合の適切な対策 ・併設施設に係る騒音対策
a 騒音問題への一般的対策	・騒音防止・緩和の視点を踏まえた施設の配置、構造の決定	・住居方向への騒音発生源の配置の回避 ・遮音壁等の設置、緑地帯確保 ・遮音壁設置に係る近隣住民等との調整
b 荷さばき作業等大規模小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策	・深夜、早朝の荷さばき音は、夜間の静穏な生活環境に対して、大きな影響を及ぼす恐れがあることの認識 ・営業宣伝活動（BGM・営業宣伝・アナウンス等）音の発生状況	・荷さばき時間短縮 ・荷さばき施設の屋内化 ・作業場所の段差の回避 ・緩衝機能を有する素材の採用 ・吸音、遮音等の施設建築計画での配慮 ・荷さばき時間の特定（特に深夜、早朝に行う場合の十分な対応） ・アイドリング禁止の徹底 ・低騒音型荷さばき機器の導入促進 ・作業員への騒音防止意識の徹底 ・地域住民等の理解を得る十分な対応 ・営業宣伝活動時間帯の特定 ・BGM等の音量の低減 ・拡声機等配置場所の配慮

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
1c 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の発生部位、種類 ・騒音発生源毎の騒音レベル等 	<p>【冷却塔、室外機等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遮音効果の向上 ・低騒音機器の導入 ・機器周辺の吸音処理 ・防振架台の設置等による騒音の低減 <p>【給排気口等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹き出し口、吸い込み口形状の検討 ・ダクト等の吸音 ・風速、風量の調整 ・低騒音型の送風機等導入 <p>【駐車場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場屋内化と天井・壁の吸音処理 ・立体駐車場等のスロープ勾配等に配慮した防音対策 ・低騒音舗装 ・床の段差の回避 ・駐車場利用時間帯の制限 ・誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施による青少年等のい集等の防止 ・表示板等によるアイドリング、クラクション、空ぶかし防止の呼びかけ ・深夜、早朝の駐車場出入口の施錠又は警備員の巡回等 <p>【廃棄物収集作業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設配置面の配慮 ・廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ ・深夜、早朝の作業回避等、作業時間帯の制限
(1)騒音の予測、評価 a 予測、評価に当たっての基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの対応策の妥当性 ・予測、評価対象騒音（定常騒音、変動騒音、衝撃騒音）の分類 ・予測対象騒音以外の騒音発生レベル、頻度の状況 ・現実的予測の難易性 ・音の伝搬理論に基づく予測式等評価方法 ・騒音パワーレベル、騒音ピーク値（最大値）、音の継続予測時間、騒音源から測定地点までの距離等 ・各騒音源の騒音レベルの実測値 ・類似店舗の騒音実態等 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の評価基準の尊重

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
b 騒音の総合的な予測・評価方法	<ul style="list-style-type: none"> 施設から発生する騒音全体の等価騒音レベル（立地可能な住居等の屋外4方向から予測） <ul style="list-style-type: none"> 昼間（午前6時～午後10時） 夜間（午後10時～午前6時）の等価騒音レベル 「騒音に係る環境基準」の地域類型の指定状況、環境基準値 	<ul style="list-style-type: none"> 「騒音に係る環境基準」の基準値の尊重
c 発生する騒音ごとの予測、評価方法	<ul style="list-style-type: none"> 夜間の敷地境界線における定常騒音、変動騒音、衝撃騒音の騒音レベル最大値（敷地境界線上で予測） （遮音壁等を設置する場合は）遮音壁等の背後の夜間騒音レベル予測 	<ul style="list-style-type: none"> 「騒音規制法における夜間の規制基準値」の尊重

イ 廃棄物等に係る事項等

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
(ア) 廃棄物等の保管について	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における廃棄物等に係る条例や関連施策の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の保管・運搬・処理についての適正な配慮 廃棄物等に関する法令、条例等を考慮した適切な対応 飲食店における廃棄物の保管
a 保管のための施設容量の確保	<ul style="list-style-type: none"> 必要施設容量（保管容量）の算出（算定式あり） 小売店舗以外からの排出予測量（小売店舗以外の施設と同一の保管場所である場合） 施設内の小売業者のペットボトル等のリサイクル品回収見込み量 1日当たりの廃棄物等の排出予測量 廃棄物等の平均保管日数 廃棄物等の見かけ比重 	<ul style="list-style-type: none"> 十分な保管容量の確保 生ごみの悪臭の発散、汚水流出の防止
b 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における廃棄物等の分別状況等 	<ul style="list-style-type: none"> 種類毎の分別保管等の搬入作業の利便性確保 中間処理、搬出作業に伴う騒音、悪臭の最小限化 保管施設の機密性確保 適正な防臭・除臭対策
(イ) 廃棄物等の処理		<ul style="list-style-type: none"> 適正な施設配置、運営等
a 廃棄物等の運搬	<ul style="list-style-type: none"> 周辺的生活環境への影響把握 	<ul style="list-style-type: none"> 十分な運搬頻度の確保
b 運搬予定業者・処理業者の決定		<ul style="list-style-type: none"> 適正な業者選定 処理業者への廃棄物性状等の情報提供
c 敷地内処理		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内処理における適正処理、騒音・悪臭の最小化
d 運搬や処理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 保管施設の位置及び形状等 	<ul style="list-style-type: none"> 店舗内関係者、関連事業者への指導徹底

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
(ウ) その他設置者としての廃棄等に関連する対応方策	・生活環境上の問題の発生可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・食品加工場における悪臭原因物除去の機器設置、住居方向への換気扇・排気口設置の回避、定期的な清掃の実施 ・廃棄物の保管、運搬、処理の適正な対応 ・汚水からの悪臭発散防止 ・併設施設からの悪臭発散防止

ウ 街並みづくり等への配慮等

配慮すべき事項	予測・勘案事項	主な配慮内容
街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく景観計画、景観地区の指定状況 ・地区計画、風致地区の指定状況 ・建築協定、景観協定の締結状況 ・街並み形成に関する条例による地域指定の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な街並みづくりへの調和 ・景観計画、景観地区、地区計画、風致地区、建築協定、景観協定への建築計画の適合 ・街並み形成に関する条例の趣旨に沿う施設配置・構造 ・連続性を必要とする街並みづくりへの適切な協力 ・屋外照明、広告塔照明等による光害の防止

(3) その他

まちづくりへの貢献	・個々の事業者における自主的なまちづくりへの取り組み
-----------	----------------------------

B 届出等の手続き

1 新設の場合

手続きの流れは次のとおりです。

ア 関係法令等に係る事前調整等【要綱】

設置者は、法に基づく届出と当該店舗設置に関係する他の法令等の所要の手続き等が整合的かつ合理的に進められるよう、法に基づく届出前に、関係行政機関と十分な連絡、調整を図るよう努めてください。

イ 出店計画概要説明【要綱】【様式 P 3 4】

福島県では、法の適正かつ円滑な運用を図るため、設置者の方に、新設の届出をする 3 か月前までに、県の関係機関等に対し、出店計画概要の説明をしていただくことをお願いしています。

ウ 新設の届出【法 5】【様式 P 2 5】【関連 P 4 4 ~ 6 1】

大規模小売店舗を新設する場合は、法第 5 条第 1 項に定める事項を県に届け出なければなりません。
(原則として届出の日から 8 か月経過しなければ開店することができません。)

届出事項【法 5 - 1】

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項【省令 3 - 1】
 - ・ 駐車場の位置及び収容台数
 - ・ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項【省令 3 - 2】
 - ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ・ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

添付書類【法 5 - 2、省令 4 - 1】

- (1) 法人にあってはその登記簿の謄本
- (2) 主として販売する物品の種類
- (3) 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- (4) 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

- (5) 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- (6) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- (7) 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- (8) 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置、高さ及び構造を示す図面
- (9) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- (10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- (11) 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- (12) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

・ その他指針に基づき配慮することとした事項

エ 説明会の開催【法 7】(「B 4 説明会の開催」P 20 参照)

設置者は、届出をした日から 2 か月以内に、その内容を周知させるための説明会を開催しなければなりません。

オ 市町村意見の聴取【法 8 - 1】

県は、届出の公告の日から 4 か月以内に、市町村から、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴取します。

カ 住民等の意見の提出【法 8 - 2】

大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告の日から 4 か月以内に意見書を提出することができます。

キ 県の意見【法 8 - 4 及び 5】

県は、住民等の意見や市町村の意見に配慮し、指針を勘案しつつ、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見がある場合は、届出から 8 か月以内に書面により意見を述べます。意見がない場合は、その旨を設置者に通知します。(意見がない場合には、その時点で手続きは終了し、8 か月の開店制限の適用はなくなります。)

ク 設置者による自主的対応策の提示【法 8 - 7 及び 9】【様式 P 3 0】

設置者は、県が意見を述べた場合、当該意見を踏まえて当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行います。

(届出又は通知が県の意見を反映しており、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のための十分な配慮を行っている内容であれば、その時点で手続きは終了しますが、この場合であっても、当該届出又は通知の日から 2 か月を経過しなければ開店することはできません。)

ケ 勧告【法 9 - 1】

県は、自主的対応策に基づく変更届出又は通知が県の意見を適正に反映しておらず、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認める場合は、自主的対応策に基づく変更届出又は通知があった日から 2 か月以内に、市町村の意見を聴き、必要な措置をとるべきことを設置者に勧告します。

コ 設置者による変更の届出【法 9 - 4】【様式 P 3 1】

設置者は、勧告を受けた場合、当該勧告を踏まえて必要な変更届出を行います。

サ 公表【法 9 - 7】

県は、設置者が正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、その旨を公表します。

2 変更の場合

(大規模小売店舗立地法に基づく届出を行ったことがある店舗が変更する場合)

(1) 法第6条第1項

手続きの流れは次のとおりです。

ア 変更の届出【法6-1】【様式P27】

次の事項に変更があった場合、変更後遅滞なく届出が必要です。

大規模小売店舗の名称及び所在地
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 市町村意見の聴取【法8-1】

県は、届出の公告の日から4か月以内に、市町村から、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴取します。

ウ 住民等の意見の提出【法8-2】

大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告の日から4か月以内に意見書を提出することができます。

(2) 法第6条第2項

手続きの流れは次のとおりです。

また、増加店舗面積が1,000 m²超の増床届出の場合、変更届出の前に出店計画概要説明が必要です。

ア 関係法令等に係る事前調整等【要綱】

設置者は、法に基づく届出と当該店舗設置に関係する他の法令等の所要の手続き等が整合的かつ合理的に進められるよう、法に基づく届出前に、関係行政機関と十分な連絡、調整を図るよう努めてください。

イ 出店計画概要説明【要綱】【様式P34】

福島県では、法の適正かつ円滑な運用を図るため、設置者の方に、変更の届出をする3か月前までに県の関係機関等に対し、出店計画概要の説明をしていただくことをお願いしています。

ウ 変更の届出【法6-2】【様式P28】【関連P44～61】

次の事項を変更する場合、事前に届出が必要です。

事 項	届出時期
(1) 大規模小売店舗の新設をする日 (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の位置及び収容台数 ・ 駐輪場の位置及び収容台数 ・ 荷さばき施設の位置及び面積 ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 	変更の 8 か月前まで
(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ・ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 	あらかじめ

福島県では、法第 8 条第 4 項の規定に基づく県の意見に先立ち変更を行うことを希望する届出者に対しては、その実施時期について、指針等に基づき生活環境の保全に配慮した上で、法第 7 条に基づく説明会を開催した後とするよう協力を求めることとしております。

添付書類については、次に掲げるもののうち、当該変更事項に関係する部分のみ提出することとなります。

- (1) 法人にあってはその登記簿の謄本
- (2) 主として販売する物品の種類
- (3) 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- (4) 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- (5) 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- (6) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- (7) 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- (8) 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置、高さ及び構造を示す図面
- (9) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- (10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- (11) 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- (12) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

工 説明会の開催【法 7】(「B 4 説明会の開催」P 2 0 参照)

設置者は、届出をした日から 2 か月以内に、その内容を周知させるための説明会を開催しなければなりません。

オ 市町村意見の聴取【法 8 - 1】

県は、届出の公告の日から 4 か月以内に、市町村から、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴取します。

カ 住民等の意見の提出【法 8 - 2】

大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告の日から 4 か月以内に意見書を提出することができます。

キ 県の意見【法 8 - 4 及び 5】

県は、住民等の意見や市町村の意見に配意し、指針を勘案しつつ、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見がある場合は、届出から 8 か月以内に書面により意見を述べます。意見がない場合は、その旨を設置者に通知します。(意見がない場合には、その時点で手続きは終了し、8 か月の開店制限の適用はなくなります。)

ク 設置者による自主的対応策の提示【法 8 - 7 及び 9】【様式 P 3 0】

設置者は、県が意見を述べた場合、当該意見を踏まえて当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行います。

(届出又は通知が県の意見を反映しており、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のための十分な配慮を行っている内容であれば、その時点で手続きは終了しますが、この場合であっても、当該届出又は通知の日から 2 か月を経過しなければ開店することはできません。)

ケ 勧告【法 9 - 1】

県は、自主的対応策に基づく変更届出又は通知が県の意見を適正に反映しておらず、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認める場合は、自主的対応策に基づく変更届出又は通知があった日から 2 か月以内に、市町村の意見を聴き、必要な措置をとるべきことを設置者に勧告します。

コ 設置者による変更の届出【法 9 - 4】【様式 P 3 1】

設置者は、勧告を受けた場合、当該勧告を踏まえて必要な変更届出を行います。

サ 公表【法 9 - 7】

県は、設置者が正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、その旨を公表します。

(3) 届出が不要な変更【法 6 - 2 ただし書、省令 7 - 1】

省令第 7 条の規定による一時的な変更又は次に掲げるものについては届出は不要です。

なお、一時的な変更とは、通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは、特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいいます。

届出が不要な変更

- | | |
|---|---|
| 1 | 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの |
| 2 | 都道府県が法第 8 条第 4 項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの |
| 3 | 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの |
| 4 | 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に依り当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に千平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの |
| イ | 法第五条第一項の規定による届出をしている場合であって、法第六条第二項の規定による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計 |
| ロ | 法第六条第二項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計 |
| 5 | 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの |
| 6 | 荷さばき施設の面積を増加させるもの |
| 7 | 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの |
| 8 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻繰上げを行うもの |

(4) 軽微な変更【法 6 - 4 ただし書、省令 8、要綱】【様式 P 4 3】

大規模小売店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないと県が認めるものについては、届出から 8 か月の制限期間を待たずに変更することができ、また、説明会を開催する必要がありません。

軽微な変更として手続きを進めたい場合は、変更届出書とともに「軽微変更承認申請書」を提出してください。

なお、県がこれに該当すると認めない場合は、通常の手続きとなります。

(5) 説明会の開催を掲示に代えることができる変更【法 7、省令 11 - 2、要綱】【様式 P 4 0】

変更届出のうち、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないと県が認めるものについては、届出の要旨等を掲示することにより説明会の開催に代えることができます。

説明会の開催を掲示に代えて行おうとする場合は、変更届出書とともに「掲示による届出要旨説明承認申請書」を提出してください。

なお、県がこれに該当すると認めない場合は、通常の手続きとなります。

3 既存店の変更の場合

既存店とは

「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」の手続きを経て開店した店舗で、店舗面積の合計が1,000 m²を超える店舗。
法施行日（平成12年6月1日）より前に開店した生協、農協等の店舗のうち、店舗面積の合計が1,000 m²を超える店舗。

変更届出が必要な場合

既存店については、次に掲げる事項のうち(ア)及び(イ)の事項についての変更届出は必要ありませんが、(ウ)から(オ)の事項について変更を行おうとする場合には届出が必要です。

ただし、一度(ウ)から(オ)の事項について変更届出をしますと、その後は(ア)及び(イ)の事項の変更についても届出が必要になります。

また、変更を行おうとする事項について届け出ることによって併せて、変更に係らない事項についても届け出ることになっています。

なお、既存店の場合、法第6条第2項ただし書きの省令第7条に掲げる「届出が不要な事項」の適用はありませんのでご注意ください。

- (ア) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (イ) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (ウ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- (エ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ・ 駐車場の位置及び収容台数
 - ・ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (オ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ・ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(1) 手続きの流れ

手続きの流れは次のとおりです。

また、増加店舗面積が1,000 m²超の増床届出の場合、変更届出の前に出店計画概要説明が必要です。

ア 関係法令等に係る事前調整等【要綱】

設置者は、法に基づく届出と当該店舗設置に関係する他の法令等の所要の手続き等が整合的かつ合理的に進められるよう、法に基づく届出前に、関係行政機関と十分な連絡、調整を図るよう努めてください。

イ 出店計画概要説明【要綱】【様式P34】

福島県では、法の適正かつ円滑な運用を図るため、設置者の方に、変更の届出を

する3か月前までに県の関係機関等に対し、出店計画概要の説明をしていただくことをお願いしています。

ウ 変更の届出【法附則5-1】【様式P33】【関連P44～61】

次の事項を変更する場合、事前に届出が必要です。

事 項	届出時期
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の位置及び収容台数 ・ 駐輪場の位置及び収容台数 ・ 荷さばき施設の位置及び面積 ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 	変更の8か月前まで
(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ・ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 	あらかじめ

福島県では、法第8条第4項の規定に基づく県の意見に先立ち変更を行うことを希望する届出者に対しては、その実施時期について、指針等に基づき生活環境の保全に配慮した上で、法第7条に基づく説明会を開催した後とするよう協力を求めることとしております。

添付書類については、次に掲げるもののうち、当該変更事項に関係する部分を提出することとなりますが、変更事項以外についても一部提出をお願いしております。

- (1) 法人にあってはその登記簿の謄本
- (2) 主として販売する物品の種類
- (3) 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- (4) 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- (5) 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- (6) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- (7) 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- (8) 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置、高さ及び構造を示す図面
- (9) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- (10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

(11) 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあつては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

(12) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

・ その他指針に基づき配慮することとした事項

エ 説明会の開催【法 7】(「B 4 説明会の開催」P 2 0 参照)

設置者は、届出をした日から 2 か月以内に、その内容を周知させるための説明会を開催しなければなりません。

オ 市町村意見の聴取【法 8 - 1】

県は、届出の公告の日から 4 か月以内に、市町村から、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴取します。

カ 住民等の意見の提出【法 8 - 2】

大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告の日から 4 か月以内に意見書を提出することができます。

キ 県の意見【法 8 - 4 及び 5】

県は、住民等の意見や市町村の意見に配慮し、指針を勘案しつつ、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見がある場合は、届出から 8 か月以内に書面により意見を述べます。意見がない場合は、その旨を設置者に通知します。(意見がない場合には、その時点で手続きは終了し、8 か月の開店制限の適用はなくなります。)

ク 設置者による対応策の提示【法 8 - 7 及び 9】【様式 P 3 0】

設置者は、県が意見を述べた場合、当該意見を踏まえて当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行います。

(届出又は通知が県の意見を反映しており、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のための十分な配慮を行っている内容であれば、その時点で手続きは終了しますが、この場合であっても、当該届出又は通知の日から 2 か月を経過しなければ開店することはできません。)

ケ 勧告【法 9 - 1】

県は、自主的対応策に基づく変更届出又は通知が県の意見を適正に反映しておらず、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認める場合は、自主的対応策に基づく変更届出又は通知があった日から 2 か月以内に、市町村の意見を聴き、必要な措置をとるべきことを

設置者に勧告します。

コ 設置者による変更の届出【法 9 - 4】【様式 P 3 1】

設置者は、勧告を受けた場合、当該勧告を踏まえて必要な変更届出を行います。

サ 公表【法 9 - 7】

県は、設置者が正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、その旨を公表します。

(2) 軽微な変更【法 6 - 4 ただし書、省令 8、要綱】【様式 P 4 3】

大規模小売店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないと県が認めるものについては、届出から 8 か月の制限期間を待たずに変更することができ、また、説明会を開催する必要がありません。

軽微な変更として手続きを進めたい場合は、変更届出書とともに「軽微変更承認申請書」を提出してください。

なお、県がこれに該当すると認めない場合は、通常の手続きとなります。

(3) 説明会の開催を掲示に代えることができる変更【法 7、省令 11 - 2、要綱】【様式 P 4 0】

変更届出のうち、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないと県が認めるものについては、届出の要旨等を掲示することにより説明会の開催に代えることができます。

説明会の開催を掲示に代えて行おうとする場合は、変更届出書とともに「掲示による届出要旨説明承認申請書」を提出してください。

なお、県がこれに該当すると認めない場合は、通常の手続きとなります。

4 説明会の開催

(1) 説明会の開催が必要な場合【法7】

法第5条第1項、法第6条第2項または法附則第5条第1項の規定に基づく届出を行った大規模小売店舗の設置者は、届出の日から2か月以内に立地市町村において、届出書及び添付書類に記載した事項の内容を周知するための説明会を開催することになります。

ただし「軽微な変更」と認められた場合は、説明会を開催する必要はありません。

(2) 説明事項及び基本的な事項【法7】

説明会における説明事項は、届出書及びその添付書類に記載された事項となりますが、説明に当たっては、周辺地域の生活環境への影響等に関する調査・予測の結果や背景事情等の事項や指針において配慮を求められている事項への対応状況を含め、地域住民等の理解が十分に得られるように努める必要があります。

(3) 説明会の開催方法等【法7、省令11、12、要綱】

説明会の開催方法等については法第7条に規定されているところですが、福島県では要綱により、次のとおり規定しています。

ア 周知範囲

説明会の周知範囲は、原則として次のとおりとします。

(ア) 法第5条第1項の届出並びに法第6条第2項及び法附則第5条第1項のうち増床の届出

新設又は増床後の店舗面積	周知範囲
1,000 m ² 超 ~ 10,000 m ² 未満	半径 2 k m
10,000 m ² 以上 ~ 30,000 m ² 未満	半径 3 k m
30,000 m ² 以上	半径 5 k m

(イ) その他の変更届出

店舗面積	周知範囲
1,000 m ² 超 ~ 10,000 m ² 未満	半径 1 k m
10,000 m ² 以上 ~ 30,000 m ² 未満	半径 2 k m
30,000 m ² 以上	半径 3 k m

イ 開催回数

説明会の開催回数は、原則1回としますが、店舗面積等に応じ次のとおりとします。

(ア) 法第5条第1項の届出

店舗面積	回数
1,000 m ² 超 ~ 3,000 m ² 未満	1回
3,000 m ² 以上 ~ 10,000 m ² 未満	2回
10,000 m ² 以上	3回

(イ) 法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出

1回。ただし、増加店舗面積が3,000 m²以上の増床届出は2回。

ウ 開催日時等

説明会の開催に当たっては、地域の住民等の多くが参加できるよう、当該大規模小売店舗の所在（予定）地に近く、相当の人数を収容できる施設において、住民が参加しやすい日時に開催するよう配慮するものとします。

なお、上記イにより、開催回数が2回以上となる場合にあっては、1回以上、平日の夜間又は休日に開催するよう努めるものとします。

エ 説明会での資料及び説明すべき内容

届出書の内容及びその他指針に基づき大規模小売店舗周辺の生活環境の保持のために配慮することとした事項について、その背景や対応策なども含めて、具体的かつ詳細に、さらに平易な言葉を用いて説明を行うこととします。

なお、地域住民の理解を促進するため、説明内容に沿った、平易かつ十分な内容の資料を配布し、これを用いた上で説明を行うこととします。

オ 説明会開催の公告

説明会開催の公告は、次のいずれかにより行うものとします。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙2紙以上（地方紙2紙を含む）に掲載すること。
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙2紙以上（地方紙2紙を含む）にチラシを折り込むこと。
- (3) 市町村の協力を得て、広報紙に掲載すること。
- (4) その他県が適切と認める方法によること。

カ 説明会実施状況報告書の提出【様式P36】

説明会開催後2週間以内に「説明会実施状況報告書」を提出してください。

キ その他【様式P38】

省令第13条に定める事由により説明会を開催できない場合は、「説明会開催不能報告書」を提出するとともに、届出等の内容を前記オの方法で公告するものとします。

(4) 説明会の特例

ア 軽微な変更【法6-4ただし書、省令8、要綱】【様式P43】

大規模小売店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないと県が認めるものについては、届出から8か月の制限期間を待たずに変更することができ、また、説明会を開催する必要がありません。

軽微な変更として手続きを進めたい場合は、変更届出書とともに「軽微変更承認申請書」を提出してください。

なお、県がこれに該当すると認めない場合は、通常の手続きとなります。

イ 説明会の開催を掲示に代えることができる変更【法7、省令11-2、要綱】【様式P40】

変更届出のうち、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないと県が認めるものについては、届出の要旨等を掲示することにより説明会の開催に代えることができます。

説明会の開催を掲示に代えて行おうとする場合は、変更届出書とともに「掲示による届出要旨説明承認申請書」を提出してください。

なお、県がこれに該当すると認めない場合は、通常の手続きとなります。

C 届出事項一覧表

区分	届出事項	根拠法令等	届出時期	届出様式	提出部数	添付書類	備考	参照頁
事前説明	大規模小売店舗出店計画概要書	要綱	届出の3か月前	P 3 4	1 5 部 (本庁分)	1)建物配置図、各階平面図、施設の位置図 2)指針に基づき配慮することとした事項に関する書類		P 6 7
新設の届出	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 3 大規模小売店舗の新設をする日 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1)駐車場の位置及び収容台数 (2)駐輪場の位置及び収容台数 (3)荷さばき施設の位置及び面積 (4)廃棄物等の保管施設の位置及び容量 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (2)来客が駐車場を利用することができる時間帯 (3)駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (4)荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	法第5条第1項	開店予定日の8か月前まで	様式第1 P 2 5	正本1部 写し6部	1)法人にあってはその登記簿の謄本(届出日の3月以前に発行のもの) 2)主として販売する物品の種類 3)建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 4)必要な駐車場の収用台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 5)駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 6)来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 7)荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 8)遮音壁を設置する場合にあってはその位置、高さ及び構造を示す図面 9)冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼動時間帯及び位置を示す図面 10)平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの測の結果及びその算出根拠 11)夜間において、大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 12)必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及び算出根拠		P 9
変更の届出	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	法第6条第1項	変更後遅滞なく	様式第2 P 2 7	正本1部	・小売業者の入替えの場合、必要に応じ図面等		P 1 2
届出	1 大規模小売店舗の新設をする日 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	法第6条第2項	変更予定日の8か月前まで	様式第3 P 2 8	正本1部 写し6部	・新設の届出の添付書類のうち、変更に係るもの	【届出不要の変更】 1)一時的な変更 2)新設日の繰下げ	P 1 2

区分	届出事項	根拠法令等	届出時期	届出様式	提出部数	添付書類	備考	参照頁
変更の届出	3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1)駐車場の位置及び収容台数 (2)駐輪場の位置及び収容台数 (3)荷さばき施設の位置及び面積 (4)廃棄物等の保管施設の位置及び容量	法第6条第2項	変更予定日の8か月前まで	様式第3 P 2 8	正本1部 写し6部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽微な変更手続きを行う場合は、「軽微変更承認申請書」を添付する。 ・ 説明会の開催を掲示に代えて行おうとする場合は、「掲示による届出要旨説明承認申請書」を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 3) 県が意見を有しない旨を通知した場合の新設日の繰上げ 4) 店舗面積の合計の減少 5) 届出している店舗面積の合計の1割以内の面積の増加(店舗面積10,000 m²超の店舗は、1,000 m²の増加まで) 6) 駐車場、駐輪場の収容台数の増加 7) 荷捌き施設の面積の増加 8) 廃棄物等保管施設の容量の増加 9) 小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げ 	P 1 2
	1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (2)来客が駐車場を利用することができる時間帯 (3)駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (4)荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		あらかじめ					
既存店の変更届出	1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1)駐車場の位置及び収容台数 (2)駐輪場の位置及び収容台数 (3)荷さばき施設の位置及び面積 (4)廃棄物等の保管施設の位置及び容量	法附則第5条第1項	変更予定日の8か月前まで	様式第8 P 3 3	正本1部 写し6部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設の届出の添付書類のうち、変更に係るもの ・ 軽微変更手続きを行う場合は、「軽微変更承認申請書」を添付する。 ・ 説明会の開催を掲示に代えて行おうとする場合は、「掲示による届出要旨説明承認申請書」を添付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存店とは、大店法の手続きを経て開店した店舗面積1,000 m²超の店舗や生協、農協等です。 ・ 当該変更届出は、変更事項に合わせて、それ以外の法第5条第1項に掲げる届出事項の全てを届け出ることが必要です。 ・ 届出不要の変更はなく、すべての変更について届出が必要です。 	P 1 6
	1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (2)来客が駐車場を利用することができる時間帯 (3)駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (4)荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		あらかじめ					
軽微変更承認申請	法第6条第4項ただし書の規定に基づく省令第8条の規定による軽微な変更 軽微変更承認申請書	要綱	法6-1 又は法附則5-1届出時	P 4 3	正本1部		<ul style="list-style-type: none"> ・ 付属施設の位置の変更であって、店舗周辺の生活環境に与える影響が変更前と比して変化しないことが要件です。 ・ 県の承認通知により有効となります。 	P 7 2

区分	届出事項	根拠法令等	届出時期	届出様式	提出部数	添付書類	備考	参照頁
説明会の開催	説明会実施状況報告書	要綱	開催後2週間以内	P 3 6	正本1部			P 2 0
	法第7条第4項の規定に基づく省令第13条第2項の規定による説明会が開催できない場合の報告 説明会開催不能報告書	要綱	遅滞なく	P 3 8	正本1部			
	法第7条第1項の規定に基づく省令第11条第2項の規定による届出の要旨の掲示	要綱	法6-2 又は法附則5-1 届出時	P 4 0	正本1部		・県の承認通知により有効となります。	P 2 1 P 7 0
	掲示による届出要旨説明承認申請書 掲示実施報告書	要綱	掲示期間終了後2週間以内	P 4 2	正本1部	・掲示物の写真		
県の意見に対する変更届出	県の意見を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合	法第8条第7項		様式第5 P 3 0	正本1部 写し6部	・添付書類のうち、変更に係るもの	・届出の提出期限はありませんが、当該届出（通知）から2月経過した後でなければ、開店又は変更できません。	P 1 0
	変更しない旨の通知 (変更しないが、添付書類の変更又は追加)	法第8条第7項			正本1部 (写し6部)	・添付書類を変更又は追加する場合は、当該添付書類。		
県の勧告に対する変更届出	県の勧告を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合	法第9条第4項		様式第6 P 3 1	正本1部 写し6部	・添付書類のうち、変更に係るもの	・届出の提出期限はありませんが、当該届出の前に開店又は変更を行った場合、勧告に従わなかったものとみなされます。	P 1 1
廃止の届出	大規模小売店舗を廃止する場合 (店舗面積の合計を1,000㎡以下にする場合)	法第6条第5項		様式第4 P 2 9	正本1部			
承継の届出	建物設置者の地位を承継した場合 ・大規模小売店舗を譲り受けた場合 ・建物設置者に相続があった場合 ・建物設置者に合併があった場合	法第11条第3項	承継後遅滞なく	様式第7 P 3 2	正本1部	・大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証明する書類		
報告の徴収	県から報告を求められた場合 報告書	法第14条 政令第4条 要綱	速やかに	P 3 9	正本1部 写し6部	・報告内容に関する図面等		P 6 7

様式第 1 (規則第 3 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

福島県知事

氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地	名 称 所在地
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
3 大規模小売店舗の新設をする日	年 月 日
4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	m ²
5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	台 台 m ² m ³ } 位置は別紙図面に記載
6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	開店時刻 : 閉店時刻 : : ~ : カ所 位置は別紙図面に記載 : ~ :

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 印の項は記載しないこと。

添 付 書 類	添付の有無
(1)法人にあってはその登記簿の謄本	
(2)主として販売する物品の種類	
(3)建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面	
(4)必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	
(5)駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	
(6)来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	
(7)荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	
(8)遮音壁を設置する場合にあっては、その位置、高さ及び構造を示す図面	
(9)冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	
(10)平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	
(11)夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	
(12)必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	

様式第 2 (規則第 6 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

変 更 届 出 書

年 月 日

福島県知事

氏名又は名称及び法人にあつて
はその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地		名 称 所在地
2 変 更 し た 事 項		変更前
		変更後
		変更前
		変更後
		変更前
		変更後
3 変更の年月日		年 月 日
4 変更する理由		

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 印の項は記載しないこと。

様式第3（規則第7条関係）

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

変 更 届 出 書

年 月 日

福島県知事

氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地		名 称 所在地
2 変更しようとする事項		変更前
		変更後
		変更前
		変更後
		変更前
		変更後
3 変更する年月日		年 月 日
4 変更する理由		

- （備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 印の項は記載しないこと。

様式第 4 (規則第 9 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

福島県知事

氏名又は名称及び法人にあつて
はその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第 6 条第 5 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地	名 称 所在地
2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計	m ²
3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計	m ²
4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 m ² 以下となる日	年 月 日
5 変更する理由	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 印の項は記載しないこと。

様式第 5 (規則第 16 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

福島県知事

氏名又は名称及び法人にあつて
はその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地		名称 所在地
2 変更しようとする事項		変更前
		変更後
		変更前
		変更後
		変更前
		変更後
3 変更する理由		

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 印の項は記載しないこと。

様式第 6 (規則第 18 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

福島県知事

氏名又は名称及び法人にあつて
はその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地		名 称 所在地
2 変 更 し よ う と す る 事 項		変更前
		変更後
		変更前
		変更後
		変更前
		変更後
3 変更する理由		

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 印の項は記載しないこと。

様式第7（規則第19条関係）

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

承 継 届 出 書

年 月 日

福島県知事

氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地	名 称 所在地
2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日	年 月 日
3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称 住 所
4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由	
5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積	

- （備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 印の項は記載しないこと。

様式第 8 (規則第 20 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

福島県知事

氏名又は名称及び法人にあって

はその代表者の氏名

住 所

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項(法附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 所在地
2 変更しようとする事項		変更前
		変更後
		変更前
		変更後
		変更前
		変更後
3	変更しようとする年月日	年 月 日
4	以下に掲げるもののうち、上記 2 の変更に係るもの以外の事項	
	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
	(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	m ²
	(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	台 台 m ² m ³ } 位置は別紙図面に記載
	ア 駐車場の位置及び収容台数	
	イ 駐輪場の位置及び収容台数	
	ウ 荷さばき施設の位置及び面積 エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	
	(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	
	ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 : 閉店時刻 :
	イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯	: ~ :
	ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	カ所 位置は別紙図面に記載
	エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	: ~ :

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 印の項は記載しないこと。

(別紙1)

大規模小売店舗出店計画概要書

年 月 日

(建物設置者) 氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

下記のとおり、大規模小売店舗の出店(新設・増床)を計画していますのでお届けします。
記

1 出店計画概要

- ・出店趣旨
- ・出店地の特性、選定理由
- ・その他出店計画における参考事項

2 建物設置者の概要

- (1)氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所
- (2)設立年月日、資本金、従業員数、事業内容、既存の大規模小売店舗の概要等

3 建設計画の概要(増床の場合は、現況についても記入し、現況と増床後の比較が可能となるよう作成すること。)

- (1) 建物の名称及び所在地
- (2) 計画地の概要
 - ア 用途地域等(都市計画法、農振法等における指定の状況)
 - イ 最寄りの鉄道駅等及び計画地からの距離
 - ウ 当該地域の建築協定締結の有無
 - エ 敷地面積
 - オ 現況等
 - カ 借地、自社所有の別

(3) 計画建物の概要

- ア 建物の構造及び建築面積
- イ 各階別延床面積
- ウ 各階別店舗面積

(4) 施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の位置及び収容台数
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置は別紙図面に記載

(5) 施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 位置は別紙図面に記載
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(6) 建築着工予定年月日及び完成予定年月日

4 当該建物における小売業の営業計画の概要

(1) 核テナントの概要（店舗面積 1,000 m²以上の小売業者はすべて記入すること。）

- ア 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所
- イ 店舗面積
- ウ 開店予定年月日
- エ 開店時刻及び閉店時刻
- オ 休業日数（年間 日）
- カ 主な販売品目及び年間販売予定額
- キ 従業員数（正社員、パート別）

(2) その他の小売業者の概要

- ア 小売業者の数
- イ 店舗面積の合計

5 小売業以外の施設の概要

- (1) 種類
- (2) 延床面積

6 関係法令等との調整状況

7 添付書類

- (1) 建物の配置図（駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設、遮音壁、冷暖房設備の室外機等騒音源、駐車場の出入口の位置を明示する。）
- (2) 各階平面図（店舗部分を明示する。店舗以外の主な施設についても名称を記入する。）
- (3) 施設の位置図（住宅地図等）
- (4) その他（指針に基づき大規模小売店舗周辺の生活環境の保持のために配慮することとした事項に関する書類）

(別紙3)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

説明会実施状況報告書

年 月 日

福島県知事

氏名又は名称及び法人にあつて
はその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第7条に基づく説明会を開催したので、その実施状況を別紙のとおり報告します。

(別紙)

説明会実施状況報告書

大規模小売店舗の名称

1 開催日等の周知方法・時期	
2 開催日時	
3 開催場所 (会場名及びその所在地)	
4 出席者 (1) 設置者等 (氏名、職名等) (2) 住民等 (出席総人数) (団体の出席の場合にあつては、その団体名及びその人数)	
5 議事の概要	
6 主な質疑の内容	
7 その他	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 作成に当たっては、開催日・開催場所ごとに区分し、作成すること。
3 印の項は記載しないこと。

(別紙4)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

説明会開催不能報告書

年 月 日

福島県知事

氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法第7条に基づく説明会を開催できませんので、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催できない理由
- 3 届出等の内容の周知方法

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 印の項は記載しないこと。

(別紙5)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

報 告 書

年 月 日

福島県知事

氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

年 月 日付け 第 号により、大規模小売店舗立地法第14条（第1項
第2項）の規定に基づく
報告請求があった事項について、別紙のとおり報告します。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 印の項は記載しないこと。

別紙 1

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

掲示による届出要旨説明承認申請書

年 月 日

福島県知事

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法 $\left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{第 6 条 第 2 項} \\ \cdot \text{附 則 第 5 条 第 1 項} \\ \cdot \text{附 則 第 5 条 第 3 項 において 準用 する 同 条 第 1 項} \end{array} \right\}$ の規定に
基づく平成 年 月 日付けの変更届出については、施行規則第 11 条第 2 項の
規定に基づき掲示により届出等の要旨説明を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
_____の変更
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する年月日
年 月 日
- 4 変更する理由
- 5 施行規則第 11 条第 1 項に基づき、説明会を行わない理由
(大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと考える理由)

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 印の項は記載しないこと。

大規模小売店舗に係る変更届出の要旨

- 1 店舗の名称
- 2 所在地
- 3 届出者
氏名（名称）
住所
- 4 変更事項
（変更前）
（変更後）
- 5 変更年月日
- 6 変更理由

問い合わせ先
氏名（名称）
住所
連絡先

本件に関する届出書類は、福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくり課及び
地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（並びに 市町村 課）におい
て、平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで閲覧できます。

（備考）

- 1 掲示板の大きさは、日本工業規格 A 1 以上とすること。
- 2 白色地、文字は黒色とすること。
- 3 掲示期間中に破損しない材料を使用すること。

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

掲 示 実 施 報 告 書

年 月 日

福 島 県 知 事

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

住 所

大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 2 項の規定に基づき、説明会の開催に代えて下記のとおり掲示を行いましたので報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 掲示期間
- 3 掲示場所

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 掲示物の写真を添付すること。
- 3 印の項は記載しないこと。

(別紙)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

軽微変更承認申請書

年 月 日

福島県知事

氏名又は名称及び法人にあって
はその代表者の氏名
住 所

大規模小売店舗立地法 { 第6条第2項
附則第5条第1項
附則第5条第3項において準用する同条第1項 } の規定に基づ
く 年 月 日付けの変更届出については、同法施行規則第8条の規定に基づく軽
微な変更と承認されるよう申請します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項

(変更前)
(変更後)
- 3 変更する年月日
年 月 日
- 4 変更する理由
- 5 上記2の変更が軽微な変更該当する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 印の項は記載しないこと。

添付書類の記載については、以下を参考にしてください。

- 1 法人にあってはその登記簿の謄本、
個人にあってはその住民票の写し（ただし、住民基本台帳法による本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときに限る）＜別添＞

2 主として販売する物品の種類

小売業者名	主として販売する物品	店舗面積
計		

- ・決定済の小売業者ごとに記載すること。
 - ・未定分については、予定業種があれば記載すること。
- なお、1,000 m²を超える大型小売業者については、未定とならないように留意すること。

（参考）併設施設の概要

施設名（店舗名等）	施設内容・業種等	営業時間	併設施設の面積

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

（1）建物の概要

敷地面積	建物の構造	延床面積	建築工事の有無	（有の場合は、その概要）
	（例）鉄骨造		有 ・ 無	（例）増築、建替 等

（2）都市計画図 別添（ 店舗敷地が都市計画区域外の場合は、広域見取図を添付すること。）
店舗敷地の場所を明記すること。

（3）建物配置図 別添（ 図面には、全て縮尺率を記入すること。以下、同じ。）

店舗の用に供される部分、その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面
（留意点）

- ・隔地駐車場（従業員用を含む）がある場合にあっては、その場所がわかる附近見取図を添付するとともに、その台数がわかる資料等を添付すること。
- ・用途地域の区分を明確に記載すること。（店舗周辺を含めて1種類の用途しか設定されていないなど、区分の記載がなくとも明確にわかる場合を除く。）
- ・自動二輪専用駐車場や雪の堆積場所を設ける場合にあっては、その状況などがわかるように明記すること。
- ・店舗敷地に接する公道には、信号や車線などの道路の状況と併せ、路線名・幅員も記載すること。なお、当該公道が都市計画道路の場合は、番号・名称・計画幅員・都市計画決定範囲も併記すること。
- ・店舗敷地に接する公道で、インフラの整備や交通規制が予定されている場合にあっては、整備後の状況のみを表記するのではなく、整備される箇所やその予定時期などがわかるように記載すること。
- ・店舗敷地に接する公道の中に都市計画道路がある場合にあっては、その計画と現状の差異がわかるよう記載すること。

- ・ 駐車場出入口には、個々に付番（No. 1等）するとともに、その幅員を記載すること。
- ・ 駐車場出入口の利用制限（左折入庫専用など）を行う場合にあっては、その旨を記載すること。
- ・ 駐車場内に、誘導看板や路面表示を行う場合にあっては、その内容も記載すること。
- ・ 図中に次の事項を記載すること。
店舗面積、荷さばき施設の面積、廃棄物等の保管施設の容量、
駐車台数、駐輪台数、駐車場の出入口の数

(4) 各階平面図 別添

小売業者ごとに店舗部分を明示し、店舗以外の主な施設についても名称を記入すること。

(留意点)

- ・ 特に店舗部分とそれ以外との区分について、壁などの固定物以外で区画する場合にあっては、その手法を明記すること。

(5) 求積表及び求積図 別添

店舗の用に供される部分、飲食等の非物販施設、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設の面積等

(留意点)

- ・ 求積図については、個々のスケールを記載すること。

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

(1) 指針による必要駐車台数計算式

店舗面積 A 千m ²	用途地域 (特別用途地区)	地域)	駅からの距離(商業地区のみ記載) m
店舗面積当たり 日来店客数原単位 B	人/千m ²		最寄りの鉄道駅等名(商業地区のみ記載)
自動車分担率 C	%		
平均乗車人員 D			
平均駐車時間係数 E			

必要駐車台数
 $A \times B \times 14.4\% \times C \div D \times E =$ 台

計算結果についてのみ小数点以下を四捨五入するものとする。

店舗敷地が商業地区にある場合

店舗周辺の公共交通機関の数、運行状況、来店者の公共交通機関の利用状況(新設の場合は利用見込み)などを記載すること。

自動車分担率で「その他地区」の値を採用している場合にあっては、記載不要。

公共交通機関の状況	

指針による計算式によらない場合

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	

(2) その他の駐車場の状況(従業員、業務用)

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	

(留意点)

- ・算出根拠の記載にあたっては、従業員総数及び1日のうちの同時最大出勤従業員数などを踏まえ、具体的に記載すること。

(3) 利用者が小売店舗の集客に影響を与えられ小売店舗以外の施設(飲食店、銀行 ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等の施設)が併設されている場合で、当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えている場合

当該施設の必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	

(留意点)

- ・併設施設の割合が小売店舗よりも大きい場合は、併設施設の事業者の協力を得て、必要駐車台数を算出すること。
- ・併設施設のみへの来客割合が大きい施設など、小売店舗の集客に影響を与えないと考えられる場合には、併設施設の面積割合が2割を超えない場合であっても、併設施設に係る必要駐車台数について算出すること。

(4) 利用者層が異なる複合施設(オフィス、マンションなど当該施設を利用する者が小売店舗を利用する者と異なると考えられる施設)の駐車場

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	

(5) 小売店舗以上の集客力を有する併設施設(博覧会施設や大規模なアミューズメント施設)と一体となっている場合

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	

(留意点)

- ・主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に必要駐車台数を算出すること。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

(1) 方面別自動車来台数の予測値等 別添

(留意点)

- ・方向別自動車来台数について、予測方法及び予測の根拠を明示すること。

(2) 交通量調査の結果 別添

実際に交通量調査をした場合にあっては、その結果及び根拠データ。

交通センサス値を利用した場合にあっては、その数値が確認できる交通センサスのコピー。

(3) 交通解析の結果 別添

直近交差点、駐車場出入口

(留意点)

- ・交通解析の結果、対策を講じる場合にあっては、その内容を明示すること。
- ・信号現示について、現況値を利用しない場合にあっては、その差や理由について明記すること。
- ・店舗において、小売店舗以外の施設が付設されており、その施設の利用者の自動車台数が相当数見込まれる場合であって、その施設への来客の自動車のための出入口が小売店舗への来客の自動車のための出入口と共用される、また、案内経路が重複する場合にあっては、その自動車台数も考慮すること。
- ・解析が必要な交差点の箇所数及び出入口数は、道路管理者、警察及び都市計画道路を含む場合は当該路線の都市計画決定権者にご相談下さい。

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

- ・施設周辺見取図 別添 (路線名を記入のこと)

方面別の来退店客について設定する案内経路を記載する。

(留意点)

- ・来退店経路の設定にあたり、駐車場出入口の利用制限(左折入庫専用など)や来退店経路に迂回する経路を設定するなど、来退店経路を通行させるために何らかの誘導が必要な場合にあっては、これを実現させるために必要な手法(看板の設置や駐車場内への路面表示、交通整理員の配置など)についても、明記すること。
- ・特に、深夜営業を行う店舗においては、静穏が要求されるような道路を回避するなど、慎重な対応を図ること。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

搬出入車両の車種・大きさ	荷 さ ば き 時 間 帯	搬出入車両数
	~	台
	~	台
計		台

(留意点)

- ・荷さばき時間帯は、原則として1時間毎に区分して記載すること。
- ・例えば、トラックの大きさにより荷さばき時間が異なる場合(4トンは20分、12トンは45分など)にあっては、トラックの大きさも区分して記載すること。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置、高さ及び構造を示す図面 別添

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

- (1) 設備名及び稼働時間帯等は別紙1~2に記載する。

(留意点)

- ・代表卓越周波数を記載すること。
- ・定常騒音について、基準距離における騒音レベルの設定根拠をカタログ値としている場合、通常、カタログ値は無響室での測定値であることから、その分の補正を行うこと。また、カタログの写しを添付すること。

- ・騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に定める騒音指定施設（冷凍機、送風機、空気圧縮機及び自家発電機等のエンジンであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの）がある場合にあっては、機器ごとに定格出力を記載すること。
- ・基準距離における騒音レベルの設定にあたり、「サイレンサー」などの効果を加味している場合にあっては、騒音防止対策の欄にその旨を記載するとともに、その減音効果が確認できる資料を添付すること。

(2) 住宅地図 別添

店舗敷地の周囲50メートルの区域を明示すること。

(3) 音源配置図 別添

(留意点)

- ・座標の原点(0, 0)を記載すること。
- ・自動車走行音について、点音源で騒音源を設定する場合、その間隔は10mを目安とすること。
- ・用途地域の区分を明確に記載すること。(店舗周辺を含めて1種類の用途しか設定されていないなど、区分の記載がなくとも明確にわかる場合を除く。)

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

別紙1に記載する。

(留意点)

- ・予測の過程で回折減衰を加味している場合にあっては、回折座標点などその内容が検証できる資料を添付すること。

11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

別紙2に記載する。

(留意点)

- ・予測の過程で回折減衰を加味している場合にあっては、回折座標点などその内容が検証できる資料を添付すること。

大規模小売店舗立地法指針関係提出書類 「騒音計算書」

(等価騒音レベル予測・評価)

(昼間用 6:00 ~ 22:00)

項目 (騒音発生施設種類)	騒音レベル (dB) 4	左のデータを 示す資料 4	騒音の発生 時間帯 5	継続時間(sec) 6				予測結果(dB) 7				騒音防止 対策 8
				A	B	C	D	A	B	C	D	
定常騒音 1												
冷却塔 室外機(送風機) 上記以外の施設 給排気口 その他の定常騒音												
変動騒音 2												
敷地内の自動車走行 等 ASJ Model 1998 荷さばき作業車によ るアイドリング音 後進警報ブザー 廃棄物収集作業に伴 う騒音 BGM等営業宣伝活 動に伴う騒音 その他の変動騒音												
衝撃騒音 3												
荷さばき作業に伴う 荷下ろし音 台車走行音 その他の衝撃騒音												
計算 (等価騒音レベル)	(別紙として添付することも可。)											
				環 境	d B							
				基準値								
					合 計 (d B)							
				昼 間								

- 1 定常騒音： レベルの変化が少なく、ほぼ一定と見なせる騒音。
- 2 変動騒音： 騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音。
- 3 衝撃騒音： 一つの事象の継続時間がきわめて短い騒音。
- 4 騒音データを示す資料： 発生する騒音のデータ資料(機器メーカー及び自動車メーカーが示す騒音データなど)を個別に添付すること。また、類似施設における騒音データを用いることも可能。敷地内の自動車騒音にあっては、ASJ MODEL 1998等によって騒音レベルを予測すること。
- 5 騒音発生時間： 騒音が発生する機器等の時間帯を営業計画または、類似施設から予測すること。
- 6 継続時間： 予測する4地点に影響を及ぼす騒音発生施設の稼働継続時間を示すこと。
- 7 予測結果： 予測する4地点毎に評価すること。
- 8 騒音防止対策： 騒音計算において、計算に組み入れた騒音防止対策について記載すること。

別紙 2 大規模小売店舗立地法第4条に規定する指針関係提出書類 「騒音計算書」
 (発生する騒音レベルごとの予測・評価)
 (夜間(22:00~6:00)の事業活動等によって騒音が発生する場合に提出すること。)

項 目	騒音レベル (dB) 4	左のデータ を示す資料 4	騒音の発生時 間帯 5	予測結果 (dB) 6				騒音防止対策 7	
				A	B	C	D		
定常騒音 1									
冷却塔									
室外機(送風機)									
上記以外の施設									
給排気口から									
その他の定常騒音									
変動騒音 注2									
敷地内自動車走行等 騒音 ASJMODEL199 8									
荷さばき作業車の アイドリング 後進警報ブザー									
廃棄物収集作業に伴 う騒音 BGM等営業宣伝活 動									
その他の変動騒音									
衝撃騒音 注3									
荷さばき作業の荷下 るし音 台車走行音									
その他の衝撃騒音									
計算 (騒音レベル)	(別紙として添付することも可。)								
				規 制 基準値					d B

- 1 定常騒音： レベルの変化が少なく、ほぼ一定と見なせる騒音。
- 2 変動騒音： 騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音。
騒音レベルの最大値を記載すること。
- 3 衝撃騒音： 一つの事象の継続時間がきわめて短い騒音。
騒音レベルの最大値を記載すること。
- 4 騒音データを示す資料： 発生する騒音のデータ資料(機器メーカー及び自動車メーカーが示す騒音データなど)を個別に添付すること。また、類似施設における騒音データを用いることも可能。敷地内の自動車騒音にあっては、ASJMODEL1998等によって騒音レベルを予測すること。
- 5 騒音発生時間： 騒音が発生する機器等の時間帯を営業計画または、類似施設から予測すること。
- 6 予測結果： 原則として予測する4地点付近の敷地境界線で評価すること。
- 7 騒音防止対策： 騒音計算において、計算に組み入れた騒音防止対策について記載すること。

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

(1) 指針の方法による場合
廃棄物等の排出量等の予測

廃棄物種別	店舗面積：S		日当たりの廃棄物等の排出予測量 (指針原単位×S)	平均保管日数	見かけ比重	必要保管容量
紙製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	指針原単位：0.208 (t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	指針原単位：0.011 (t)			
			計 t			
金属製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	指針原単位：0.007 (t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	指針原単位：0.003 (t)			
			計 t			
ガラス製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	指針原単位：0.006 (t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	指針原単位：0.002 (t)			
			計 t			
プラスチック製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	指針原単位：0.02 (t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	指針原単位：0.003 (t)			
			計 t			
生ごみ等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	指針原単位：0.169 (t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	指針原単位：0.02 (t)			
			計 t			
その他の可燃性廃棄物等		千m ²	指針原単位：0.054 (t)	日		m ³
廃棄物等の保管施設の容量		m ³	必要保管容量 合計			m ³

合計についてのみ少数点以下を四捨五入するものとする。

〔見かけ比重について指針によらない場合〕

廃棄物種別	
見かけ比重の根拠	

(2) 指針の方法によらない場合

予測排出量	
排出量予測の根拠	

(3) 飲食店が併設される場合

予測排出量	
排出量予測の根拠	

(留意点)

- ・大規模小売店舗内に飲食店が設置される場合、生ごみ等の保管容量を確保し、配置図に位置を明示すること。

(4) 廃棄物等の保管場所が小売店舗以外の施設から排出される廃棄物等と同一の場合

小売店舗以外の施設からの廃棄物等の予測排出量	小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量の予測の根拠

その他指針に基づき配慮することとした事項 の記載方法（該当事項について記入）

1 大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

（1）駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 駐車場の入庫処理能力（自走式で発券ブースがない場合は記載の必要なし）

出入口の場所	1時間当たり入庫処理能力	ピーク1時間に予想される来客の自動車台数
配置図上No		

イ 駐車待ちスペースの確保

出入口の場所	発券ブースの有無	駐車待ちスペースの長さ	算出根拠
配置図上No			

ウ 駐車場出入口における交通整理

交通整理員の配置計画	

エ 駐輪場の確保等

必要駐輪台数	台
必要駐輪台数算出根拠	

（留意点）

- ・駐輪場の利用の効率性を高め、来客による近隣における放置自転車を抑制する等の観点から、適切な位置に配置すること。
- ・類似既存店の実績をもとに算出する場合、原動機付自転車の利用実績についても考慮すること。
- ・原動機付自転車の駐車需要が相当程度見込まれる場合にあっては、別途、必要駐輪台数を算出すること。

オ 自動二輪車の駐車場の確保

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠	

(留意点)

- ・自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれ、自動二輪車の駐車場を別途、設置する場合には記載すること。なお、その場合にあつては、配置図に位置を明示すること。

カ 荷さばき施設の整備等

項 目	具 体 的 な 内 容 等
荷さばき施設の整備状況	
計画的な搬出入	

(留意点)

- ・荷さばき施設の整備にあつては、搬入商品の大きさや数を勘案し荷さばきに必要な作業スペース及び搬出入車両の大きさと1時間あたりの搬出入車両数を勘案したトラックヤードを合算した面積を確保すること。

キ 冬期間における積雪の処分方法

項 目	具 体 的 な 内 容 等

(記載例)

- ・配置図の 地点を堆積場所として確保する。
- ・開店前までに業者委託により敷地外に搬出させる。 など

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

項 目	具 体 的 な 内 容 等

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物減量化及びリサイクル計画の予定及び概要	
------------------------	--

(留意点)

- ・リサイクル計画がある場合で、来店者から食品トレイ等の回収を行う予定がある場合にあっては、その品目についても記載すること。

周辺住民等への周知方法	

(4) 防災・防犯対策への協力

ア 防災対策への協力(防災協定締結の内容 など)

項 目	具 体 的 な 内 容 等

イ 防犯対策の内容

(ア) 小売店舗に係る防犯対策

項 目	具 体 的 な 内 容 等

(イ) 併設施設に係る防犯対策

項 目	具 体 的 な 内 容 等

(留意点)

- ・併設施設がある場合は、その防犯・非行防止対策の内容についても記載すること。

2 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮した事項

(1) 騒音の発生に係る事項

ア 騒音問題への一般的対策(遮音壁、緑地帯の設置等)

項 目	具 体 的 な 内 容 等

イ 荷さばき作業に伴う騒音対策（施設の屋内化、低騒音型荷さばき機器の導入等）

項 目	具 体 的 な 内 容 等

ウ 営業宣伝活動に伴う騒音対策（福島県生活環境の保全等に関する条例等）

項 目	具 体 的 な 内 容 等
屋内スピーカーの運用	
屋外スピーカーの運用	

エ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策（冷却塔、給排気口、駐車場等からの騒音）

項 目	具 体 的 な 内 容 等

オ 夜間（午後10時から午前6時）に騒音の発生がある場合、夜間の静穏な生活環境の保持のため、特に講じることとした騒音対策

項 目	具 体 的 な 内 容 等

（留意点）

- ・駐車場の夜間の一部利用制限を行う場合、その範囲、閉鎖方法（チェーンなど）、閉鎖方法を講じる位置、制限開始時間などを図面にて明示すること。

カ 併設施設における騒音対策（飲食店、ゲームセンター、温浴施設等からの騒音）

項 目	具 体 的 な 内 容 等

（留意点）

- ・夜間において、併設施設における冷却塔、給排気口、駐車場等からの騒音も含め、基準値を上回るような著しい騒音の発生が見込まれる場合には、予測・評価を行い、必要な対策を講じるとともに、その内容を記載すること。

(2) 廃棄物に係る事項等

ア 廃棄物等の保管について

(ア) 廃棄物等の保管場所の構造等について

項 目	具 体 的 な 内 容 等
保 管 場 所 の 構 造	
保 管 場 所 の 設 備	
生ゴミ等の保管方法	

(イ) リサイクル品保管施設の計画

容 量	面 積	設 備 の 概 要
m ³	m ²	

(留意点)

- ・家電リサイクル品など、指針で示している廃棄物分類以外の保管施設を別途、設置する場合に記載すること。なお、その場合にあっては、配置図に位置を明示すること。

イ 廃棄物等の運搬や処理について

・運搬方法

項 目	紙製廃棄物等	金属製廃棄物等	ガラス製廃棄物等
運 搬 方 法	自社 ・ 業者委託	自社 ・ 業者委託	自社 ・ 業者委託
運 搬 頻 度			
運搬(予定)業者			

項 目	プラスチック製廃棄物等	生 ご み 等	その他の可燃性廃棄物
運 搬 方 法	自社 ・ 業者委託	自社 ・ 業者委託	自社 ・ 業者委託
運 搬 頻 度			
運搬(予定)業者			

・処理方法（敷地内で処理する場合）

項 目	具 体 的 な 内 容 等
処 理 方 法	
悪臭・防音対策	

ウ 店舗に食品加工場を設置する場合の対策

（ア）小売店舗に係る悪臭の発散防止対策

項 目	具 体 的 な 内 容 等
調理臭の発散防止対策	
排出される汚水等からの悪臭の発散防止対策	

（イ）併設施設に係る悪臭の発散防止対策

項 目	具 体 的 な 内 容 等
調理臭の発散防止対策	
排出される汚水等からの悪臭の発散防止対策	

（留意点）

・併設施設がある場合は、その悪臭の発散防止対策の内容についても記載すること。

（3）街並みづくり等への配慮等

ア 街並みづくり（ 景観計画、景観地区、地区計画、風致地区の指定状況 ）
 建築協定、景観協定の締結状況 など

項 目	具 体 的 な 内 容 等

（留意点）

・該当項目がある場合、その内容や範囲などがわかる資料を添付すること。

イ 景観への配慮

項 目	具 体 的 な 内 容 等
中高木の植栽	
広告物	
その他	

(留意点)

- ・店舗の新築又は増改築を行う場合、以下の資料を添付すること。
 1. 緑地の配置計画図
 2. 建物及びメイン広告塔の着色立面図(マンセル値も記載のこと)

ウ 屋外照明・広告塔照明等で、周辺に影響を及ぼさないよう講ずることとした事項

項 目	具 体 的 な 内 容 等

3 その他

まちづくりへの貢献について

項 目	具 体 的 な 内 容 等

(参考)

- ・まちづくりへの貢献に関する自主的な取り組みを記載して下さい。

(参考)

関係法令等による規制及び調整の状況

	規制等の有無 (地域等名)	申請・認可又は調整の状況
都市計画法	有・無 ()	
(用途地域)	有・無 ()	
(開発許可)	有・無 ()	
(景観地区)	有・無 ()	
(地区計画)	有・無 ()	
(風致地区)	有・無 ()	
(建築協定)	有・無 ()	
(景観協定)	有・無 ()	
建築基準法	有・無 ()	
道路法	有・無 ()	
農地法	有・無 ()	
農業振興地域の整備に関する法律	有・無 ()	
騒音に係る環境基準	有・無 ()	
騒音規制法	有・無 ()	
生活環境の保全等に関する条例 (騒音指定施設)	有・無 ()	
景観条例	有・無 ()	
交通協議		

- 1 地域等名には、第一種住居地域(用途地域)や第1種地域(騒音規制法)等の法等で定められた区分又は名称を記載すること。
- 2 都市計画法の申請・認可又は調整の状況欄には、計画道路の進捗状況等を記載すること。

F 用語の解説

「大規模小売店舗」

大規模小売店舗とは、「一の建物であって、小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が基準面積を超える店舗」をいいます。

「基準面積」

政令で 1,000 m²と定められています。

「店舗面積」

小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積をいいます。

「小売業を行う」

「小売業を行う」とは、物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。小売業を営利目的を持って行うか否かと、来客数、物流量とは直接関係がないので、生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。

- (1) 小売業者でない者が、個展やバザー等において一回限りの販売を行うことは、「継続反復して」行うこととはなりませんが、初めての販売行為であっても継続反復の意思があればこれに該当します。
- (2) カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合は、小売業を行うものと解されます。
- (3) 飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業における物品の販売は、その販売が、客観的にみて当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、小売業を行っていることとはなりません。

「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいいます。なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区分できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当することとなります。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはなりません。

「店舗面積の範囲」

（別紙のとおり）

「床面積」

床面積とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。（建築基準法施行令第2条第1項第3号）

「一の建物」

一の建物には、次のような建物も含まれます。

- (1) 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- (2) 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- (3) 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

「大規模小売店舗の新設」

新設とは、全く新しい建物を建設して店舗面積が基準面積（1,000㎡）を超える場合のみならず、既存の建物を増築して、その店舗面積を増加し、基準面積を超える場合、及び既存の建物は何ら増築しなくても、その全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が基準面積を超える場合を含みます。要するに「新設」とは建物の新築、増築の有無を問わず、店舗面積が基準面積を超える場合をいいます。

「新設する者」

「新設する者」とは、当該建物の所有者をいい、賃借権、使用借権を有する者等は含みません。

「大規模小売店舗の施設」

「大規模小売店舗の施設」とは、店舗及びこれに附属する施設をいいます。

なお、店舗に附属する施設とは、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設、廃棄物の処理施設をいいます。

(別紙)

「店舗面積」の範囲については、次のように統一的に解釈するものとする。

1 店舗面積に含まれる部分

部分名	定 義
(1) 売 場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分(壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。)は、売場とみなす。
(2) ショー ウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。
(3) ショー ルーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
(4) サービ ス施設	手荷物一時預り所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
(5) 物品の 加工修理場 のうち顧客 から引受(引 渡を含む。)の 用に直接供す る部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受(加工又は修理のための物品の引渡を含む。)の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

2 店舗面積に含まない部分

部分名	定 義
(1) 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（付属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
(4) 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのためのみに供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。

部分名	定 義
(8) 便所	便所の出入口の線(専用の通路がある場合は、その出入口の線)で他と区分し、店舗面積に含まない。
(9) 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
(12) 塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(13) 屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(14) はね出し下、軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。

(注)

(1) 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、柵、扉等を固定したものとする。

(2) 塔屋と普通階の区分について

建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物(地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。)の外壁又はこれに代わる柱の中心線(軒、ひさし、はね出し縁その他これに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線)で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

大規模小売店舗立地法に関する届出要綱

福 島 県

(目的)

第1条 この要綱は、福島県（以下「県」という。）に対し、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に係る届出等をしようとする者（以下「届出者」という。）の手続き等を定めることによって、法の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(関係法令等に係る事前調整等)

第2条 県は、届出者に対し、法に基づく届出と当該店舗設置に係る他の法令等の所要の手続き等が整合的かつ合理的に進められるよう、法に基づく届出前に、関係行政機関等と十分な連絡、調整を図るよう求めるものとする。

(出店計画概要の説明)

第3条 県は、次の(1)の届出をしようとする者に対し、当該届出をする3月前までに、次の(2)に掲げる機関に対して、出店計画概要について別紙1により説明を行うよう求めるものとする。

(1) 届出

- ア 法第5条第1項の新設届出
- イ 法第6条第2項のうち増加店舗面積が1,000 m²超の増床届出
- ウ 法附則第5条第1項のうち増加店舗面積が1,000 m²超の増床届出

(2) 機関

- ア 県本庁機関
(商工総務領域商業まちづくり課を窓口とし、本庁の関係課を含む。)
 - イ 県出先機関
(出店(予定)地を管轄する地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課を窓口とし、他の関係出先機関を含む。)
 - ウ 出店(予定)地の市町村
 - エ 出店(予定)地を地区とする商工会議所又は商工会
 - オ その他県又は届出者が必要と認める機関
- 2 県は、概要説明を行う者に対し、その日程等について、関係機関と事前に十分調整するよう求めるものとする。

(説明会の開催等)

第4条 法第7条に基づく説明会の開催方法等については、別紙2によるものとし、説明会開催者は、必要に応じ、開催方法等について商工総務領域商業まちづくり課の意見を聴くことができるものとする。

また、日時及び場所については、出店(予定)地の市町村の意見を聴くことができるものとする。

2 県は、説明会開催者に対し、すべての説明会開催後2週間以内に、別紙3により、その状況について報告を求めるものとする。

3 県は、説明会開催者に対し、法施行規則第13条に定める事由により説明会を開催することができない場合には、別紙4により遅滞なく報告するよう求めるものとする。

(法第14条の規定に基づく報告)

第5条 大規模小売店舗を設置する者又は大規模小売店舗において小売業を行う者は、県知事から法第14条の規定に基づく報告を求められた場合は、別紙5により速やかに報告するものとする。

(届出等の様式及び提出部数)

第6条 届出等の様式及び提出部数は次のとおりとする。

ただし、図面等は県が必要とする部数を追加するものとする。

根拠条文等	様式	提出部数
法第5条第1項	様式第1	正1、写し6
法第6条第1項	様式第2	正1
法第6条第2項	様式第3	正1、写し6
法第6条第5項	様式第4	正1
法第8条第7項	様式第5	正1、写し6
法第9条第4項	様式第6	正1、写し6
法第11条第3項	様式第7	正1
法附則第5条第1項	様式第8	正1、写し6
要綱第4条第2項	別紙3	正1
要綱第4条第3項	別紙4	正1
要綱第5条(法第14条)	別紙5	正1、写し6

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成12年5月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(別紙2)

説明会の開催方法等について

1 周知範囲

説明会の周知範囲は、原則として次のとおりとする。

- (1) 法第5条第1項の届出並びに法第6条第2項及び法附則第5条第1項のうち増床の届出

新設又は増床後の店舗面積	周知範囲
1,000 m ² 超 ~ 10,000 m ² 未満	半径2 km
10,000 m ² 以上 ~ 30,000 m ² 未満	半径3 km
30,000 m ² 以上	半径5 km

- (2) その他の変更届出

店舗面積	周知範囲
1,000 m ² 超 ~ 10,000 m ² 未満	半径1 km
10,000 m ² 以上 ~ 30,000 m ² 未満	半径2 km
30,000 m ² 以上	半径3 km

2 開催回数

説明会の開催回数は、原則1回とするが、店舗面積等に応じ次のとおりとする。

- (1) 法第5条第1項の届出

店舗面積	回数
1,000 m ² 超 ~ 3,000 m ² 未満	1回
3,000 m ² 以上 ~ 10,000 m ² 未満	2回
10,000 m ² 以上	3回

- (2) 法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出

1回。ただし、増加店舗面積が3,000 m²以上の増床届出は2回。

3 開催日時等

説明会は、地域の住民等の多くが参加できるよう、当該大規模小売店舗の所在(予定)地に近く、相当の人数を収容できる施設において、住民が参加しやすい日時に開催するよう配慮するものとする。

なお、上記2により、開催回数が2回以上となる場合にあっては、1回以上、平日の夜間又は休日開催するよう努めるものとする。

4 説明会での資料及び説明すべき内容

届出書内容及びその他指針に基づき大規模小売店舗周辺的生活環境の保持のために配慮することとした事項について、その背景や対応策なども含めて、具体的かつ詳細に、さらに平易な言葉を用いて説明を行うこととする。

なお、地域住民の理解を促進するため、説明内容に沿った、平易かつ十分な内容の資料を配布し、これを用いた上で説明を行うこととする。

5 説明会開催の公告

説明会開催の公告は、次のいずれかにより行うものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙2紙以上(地方紙2紙を含む)に掲載すること。
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙2紙以上(地方紙2紙を含む)にチラシを折り込むこと。
- (3) 市町村の協力を得て、広報紙に掲載すること。
- (4) その他県が適切と認める方法によること。

6 その他

法施行規則第13条に定める事由により説明会を開催できない場合は、届出等の内容を前記5の方法で公告するものとする。

大規模小売店舗立地法に基づく届出等の要旨の掲示について

福 島 県

(平成 12 年 9 月 19 日)

改正 平成 15 年 4 月 1 日

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 7 条に規定する説明会の開催等に関し、大規模小売店舗立地法施行規則(平成 11 年 6 月 10 日通商産業省令 第 62 号。)第 11 条第 2 項の規定に基づき、届出の要旨等を掲示することにより説明会の開催に代えることができる場合の取扱いを次のとおり定める。

1 説明会の開催を掲示に代えることができる届出について

別記基準に該当する法第 6 条第 2 項及び法附則第 5 条第 1 項(同条第 3 項において準用する場合を含む。)に基づく変更に係る法第 7 条第 1 項の規定による説明会を開催する者(以下「説明会開催者」という。)は、あらかじめ県の承認を得ることにより、届出の要旨等を掲示することにより説明会の開催に代えることができる。

2 説明会の開催を掲示に代える場合の手続きについて

(1) 説明会開催者は、説明会の開催を変更届出の要旨等の掲示に代えて行おうとする場合は、変更届出書に併せて、別紙 1 により県に対して承認申請を行うものとする。

なお手続きの窓口は商工総務領域商業まちづくり課とする。

(2) 上記(1)の申請があった場合、県は届出を受理した日から 2 週間以内に、説明会開催者に対し当該申請を認める旨又は認めない旨を通知するとともに、当該店舗の立地する市町村及び管轄地方振興局へその写しを送付する。

3 掲示の方法について

(1) 掲示方法

店舗敷地内の見やすい場所に、別紙 2 により届出の要旨等を掲示する。

(2) 掲示期間

説明会開催者は、掲示の承認を受けた場合は速やかに届出の要旨等を掲示するものとし、掲示期間は法第 6 条 3 項の規定に基づき縦覧に供されている間(届出概要の公告の日から 4 ヶ月間)とする。

4 掲示の実施報告について

説明会開催者が掲示により変更届出の要旨等を周知した場合は、掲示期間終了後 2 週間以内に別紙 3 により県に対してその結果を報告するものとする。

【説明会の開催を掲示に代えることができるものと認める基準】

届出の根拠条文	説明会の開催を掲示に代えることができると認められる変更の内容
<p>法第6条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小売業を行う者の開店時刻を午前10時以降で繰上げるもの ・小売業を行う者の閉店時刻を午後8時以前で繰下げるもの ・来客が駐車場を利用できる時間帯を午前9時から午後8時の間で変更するもの ・荷さばきを行うことができる時間帯を午前9時から午後8時の間で変更するもの ・その他知事が認めるもの
<p>法附則第5条第1項</p> <p>（同条第3項において準用する場合を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第6条第2項のただし書きに該当する変更を行うもの ・小売業を行う者の開店時刻を午前10時以降で繰上げるもの ・小売業を行う者の閉店時刻を午後8時以前で繰下げるもの ・来客が駐車場を利用できる時間帯を午前9時から午後8時の間で変更するもの ・荷さばきを行うことができる時間帯を午前9時から午後8時の間で変更するもの ・その他知事が認めるもの

大規模小売店舗立地法に規定する軽微な変更について

福 島 県

(平成12年9月19日)

改正 平成14年4月1日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第4項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更に係る手続きを次のとおり定める。

- 1 大規模小売店舗を設置している者は、法第6条第2項及び法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく変更届出をするに当たり、当該届出が同法施行規則第8条の規定に基づく軽微な変更として手続きを進めたい場合は、別紙により申請することとする。
- 2 上記1の申請があった場合、県は届出を受理した日から1ヶ月以内に、届出者に対して、当該申請を認める旨又は認めない旨を通知するとともに、当該店舗の立地する市町村及び管轄地方振興局へその写しを送付する。

(参考) 軽微な変更として考えられる事例

- ・適切な出入口を確保した上での駐車場の位置変更。
- ・悪臭対策を従前と変わらず施した上での廃棄物保管施設の位置変更。
- ・一時的な変更
- ・大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更

【法附則第5条第1項の規定による届出の場合】

(軽微な変更)

施行規則第8条(読替後)

法第6条第4項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更は、一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。

軽微変更承認申請が承認された場合、届出者は次の2点について手続きが簡略されますが、県は通常の手続きと同じく、届出から8月以内に意見を述べることになります。

- 1 届出者は法第7条第1項の住民への説明会を開催する必要がなくなります(届出要旨の掲示も不要)。
- 2 法第6条第4項ただし書きの規定により、届出の日から8月経過を待たずに、当該届出に係る変更を行うことができます。

大規模小売店舗立地法「指針」に基づく必要駐車台数の取扱いについて

13中第25号

平成13年1月15日

各 市 町 村 長

大規模小売店舗立地法関係課長

各 地 方 振 興 局 長 様

各 農 林 事 務 所 長

各 建 設 事 務 所 長 ほか

商 工 労 働 部 長

大規模小売店舗立地法「指針」に基づく必要駐車台数の取扱いについて（通知）

このことについて、大規模小売店舗立地法に関する業務の円滑化を図るため、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年6月30日通商産業省告示第375号。）に基づく駐車場の必要台数の確保に関し、大規模小売店舗の立地する地区が「商業地区（用途地域における商業地域及び近隣商業地域）」及び「その他地区（商業地区以外の地区）」にまたがる場合の取扱いを下記のとおりとしましたのでお知らせします。

記

当該店舗が、「商業地区」及び「その他地区」に単独で立地したと仮定した場合の必要駐車台数に、それぞれ当該店舗の敷地面積に占める用途地区面積割合を乗じて得た値の合算台数を確保するものとする。

ただし、この決定に当たっては、個別案件ごとに立地市町村の意見を聴くものとし、これによることが適当でない旨意見が出された場合については、周辺地域の商業集積の状況や土地利用の状況等から個別に判断を行うものとする。

（事務担当 指導調整係 電話 024-521-7290）

大規模小売店舗立地法に基づく新設届出後の変更の 取扱い方針について

商業まちづくりグループ

平成 13 年 8 月 30 日制定

平成 19 年 4 月 27 日改正

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「大店立地法」という。）に係る届出等をしようとする者（設置者）の手続きについては、「大規模小売店舗立地法に関する届出要綱」（平成 12 年 5 月 25 日制定）に基づき運用されているところであるが、大店立地法第 5 条第 1 項の規定に基づく新設届等の一連の手続きが終了する前に届出事項等の変更が生じる場合が少なからず見受けられる。実務上は、関係する他の手続きと並行的に処理を進めることから、大店立地法に基づく届出内容に変更が生ずることは十分予想されるところではあるが、これは同一店舗の出店計画の手続き事務が輻輳することから、実態に即した情報提供並びに審査を複雑にし、地域住民の視点からは非常に分りづらいものとなっている。

このため、大店立地法の趣旨に沿ったより一層の円滑かつ適正な運用を図るため、今後下記の方針により取り扱うよう設置者の理解と協力を求めることとする。

記

- 1 大店立地法第 5 条第 1 項に基づく新設届出に係る一連の手続き中において、当該届出に係る変更の申し出があった場合、県は、原則として、設置者に対し、既になされている新設届出の取り下げと、再度変更事項を反映させた新設届出の提出を求めるものとする。
- 2 設置者は、1 による取扱いにより不都合が生じると判断した場合には、県に対して、変更に至った経緯及び理由を文書にて説明し、県が、変更届出による対応もやむを得ないと判断した場合には、大店立地法第 6 条第 2 項の変更届出により対応することができるとする。

6 騒音に係る事項

1 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示）

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注)

- 1 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域とする。

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

平成11年3月30日 福島県告示第403号による。

2 騒音に係る規制基準（夜間）

騒音規制法（昭和43年法律第98号）

福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年7月16日福島県条例第32号）

区域の区分	規制基準 （デシベル）	夜間の時間帯
第1種区域	40	午後10時～翌日の午前6時
第2種区域	45	
第3種区域	50	
第4種区域	55	
第5種区域	65	

第2種区域、第3種区域、第4種区域及び第5種区域に所在する施設の敷地周囲50メートルの区域における騒音規制基準は、この定める値からそれぞれ5デシベル減じた値とする。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- 3 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- 4 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条の第1項に規定する図書館
- 5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

騒音規制法による規制地域の指定

平成12年4月28日 福島県告示第387号による。

3 騒音に係る環境基準及び規制基準と都市計画法の用途地域との関係

用途地域	規制等の根拠	騒音に係る環境基準に規定する地域の類型	騒音規制法に規定する指定地域	福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する区域の区分
第1種低層住居専用地域	A類型		第1種区域	第1種区域
第2種低層住居専用地域				
第1種中高層住居専用地域				
第2種中高層住居専用地域				
第1種住居地域	B類型		第2種区域	第2種区域
第2種住居地域				
準住居地域				
近隣商業地域	C類型		第3種区域	第3種区域
商業地域				
準工業地域				
工業地域				
工業専用地域	除外		除外	第5種区域
用途地域以外の地域	注1参照		注2参照	第3種区域

注)

- 用途地域以外の地域であって、環境基準の類型指定がされている地域はその基準値を適用し、それ以外の地域においては、基本的にA類型及びB類型の基準値とするが、土地利用状況に応じて定める。
- 用途地域以外の地域については、基本的に条例第3種区域の規制値とするが、用途地域以外で騒音規制法に基づく地域として指定されている地域についてはその規制値とする。

大規模小売店舗立地法関係機関一覧表

県本庁機関

部 局 名	グ ル ー プ ・ 課 名	大店立地法に関する分掌事務
生活環境部	生活環境総室 生活環境総務課	・生活環境全般に関する事項
	環境共生総室 環境共生課環境評価景観室	・景観に関する事項
	環境保全総室 一般廃棄物課	・廃棄物の処理に関する事項 ・廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に関する事項
	環境保全領域 水・大気環境課	・騒音の規制に関する事項 ・悪臭の防止に関する事項
商工労働部	産業振興総室 商業まちづくり課	・大店立地法全般に関する事項
農林水産部	農林水産総室 農林総務課	・農業振興地域に関する事項 ・農地転用に関する事項
土 木 部	企画技術総室 土木企画課	・道路、都市計画、建築物全般に関する事項
	道路総室 道路計画課	・道路の改築に関する事項 ・道路の維持管理に関する事項
	都市総室 まちづくり推進課	・都市計画に関する事項
	建築総室 建築指導課	・建築物に関する事項
警 察 本 部	交 通 企 画 課	・交通全般に関する事項
	交 通 規 制 課	・交通規制に関する事項
	生活安全企画課	・防犯に関する事項

県出先機関

地方振興局	企画商工部 地域づくり・商工労政課	・地域づくりに関する事項 ・大店立地法全般に関する事項
	県民環境部 県民生活課 (いわき：県民部県民生活課)	・景観に関する事項
	県民環境部 環境課 (いわき：県民部県民生活課)	・騒音、悪臭、廃棄物等に関する事項
農林事務所	企画部 指導調整課 企画部 地域農林企画課（南会津、いわき）	・農業振興地域、農地転用に関する事項
建設事務所	総務部 行政課 企画管理部 企画調査課	・道路の改築、維持管理に関する事項 ・都市計画・建築物に関する事項
警 察 署	交通規制担当課	・交通規制に関する事項
	生活安全担当課	・防犯に関する事項

《 問合わせ先 》

福島県商工労働部産業振興総室
商業まちづくり課

〒 960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号
直 通 (024) 521-7299
F A X (024) 521-7932

<p>県北地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課</p>	<p>〒 960-8065 福島市杉妻町 5 番 75 号 直 通 (024) 521-7738 F A X (024) 521-7975</p>
<p>県中地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課</p>	<p>〒 963-8540 郡山市麓山一丁目 1 番 1 号 直 通 (024) 935-1292 F A X (024) 939-4674</p>
<p>県南地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課</p>	<p>〒 961-0971 白河市字昭和町 269 番地 直 通 (0248) 23-1546 F A X (0248) 23-1509</p>
<p>会津地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課</p>	<p>〒 965-8501 会津若松市追手町 7 番 5 号 直 通 (0242) 29-5292 F A X (0242) 29-5520</p>
<p>南会津地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課</p>	<p>〒 967-0004 南会津郡南会津町田島 字根小屋甲 4277 番地 1 直 通 (0241) 62-5207 F A X (0241) 62-5209</p>
<p>相双地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課</p>	<p>〒 975-0031 南相馬市原町区錦町 一丁目 3 0 番地 直 通 (0244) 26-1142 F A X (0244) 26-1120</p>
<p>いわき地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課</p>	<p>〒 970-8026 いわき平字梅本 1 5 番地 直 通 (0246) 24-6202 F A X (0246) 24-6228</p>